

「地方自治法の一部を改正する法律等の施行について（通知）」（抄）

昭和61年5月30日付け自治行第61号
各都道府県知事・各指定都市市長あて
自治事務次官通知

地方自治法の一部を改正する法律（昭和61年法律第75号）地方自治法施行令及び地方公営企業法施行令の一部を改正する政令（昭和61年政令第186号）及び地方自治法施行規則の一部を改正する省令（昭和61年自治省令第12号）がそれぞれ昭和61年5月30日公布され、同日から施行された。

今回の改正は、最近における社会的要請に応じ、公有地のいっそうの有効活用を図るため、公有地に土地信託制度を導入するものである。

貴職におかれては、今回の改正の趣旨にのっとり、下記事項に御留意の上、その施行に遺憾ないよう配慮するとともに、管下市区町村に対しても、改正の趣旨が十分徹底するようよろしく御指導願いたい。

記

第1 公有地の信託の設定に関する事項

1 公有地の信託の対象及び要件に関する事項

(3) 信託の設定に当たっては、次の諸点に十分留意すること。

イ 普通地方公共団体の公用・公共用施設の建設等は、本来、普通地方公共団体の責任と負担において行われるべきものであることにかんがみ、これを主たる目的とする信託は行わないこととすること。

地方自治法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

昭和61年5月20日

参議院地方行政委員会

政府は、本法施行令の作成及び実施に当たり、次の事項に特段の配慮を払うとともに、適切な指導に努めるべきである。

- 一 公有地の信託制度は、信託による土地の利用目的が一般的な営利の追求ではなく、地域住民の生活利便の向上と地域の健全な発展に資する目的に沿って活用されるべきものであることを周知徹底し、適切な信託契約の締結について留意すること。また、信託される土地の利用については、周辺住民との紛争回避に特段の配慮を払うこと。
- 二 信託の受託者については、業務の適正・公正な執行が確保されるよう、その選定方式等に特段の配慮をするとともに、受託者が行う各種契約については、地方自治法の契約方式に準じて行うよう留意すること。
- 三 地方公共団体の公用、公共用施設の建設等は、地方公共団体の本来の責任と負担において行われるべきものであることにかんがみ、これを主たる目的として信託が行われることのないよう十分に留意すること。
- 四 地方公営企業における信託制度の活用については、当該公営企業の本来の事業を勘案し、その支障とならないよう十分配慮するとともに、公営企業会計に対する一般会計からの繰り入れを的確に行い、信託による収益に経営基盤を求めることのないよう適切に措置すること。また、地方公営企業の信託については、政令で定める基準に従い、地方公共団体の予算で定めなければならないものとする。

右決議する。